

## 令和3年度人事院政策評価結果

人事院会議決定  
令和4年3月24日

人事院は、令和3年度人事院政策評価結果について、次のとおり決定する。

## 評価の考え方

政策評価は、主として「達成度」で評価することとし、その「達成度」の評価は、当該評価対象期間における具体的取組を進めたことにより、各政策における政策目標がどこまで実現できたかを総合的に評価する。

### ○「達成度」に係る評価基準

評価(高順位)	評価の目安
目標超過達成	具体的な取組内容をすべて実現し、かつ、政策の本質的な目標について具体的な成果が得られるなど大きな進展がみられた
目標達成	具体的な取組内容をすべて実現した
相当程度進展あり	具体的な取組内容をおおむね実現した
進展が大きくない	具体的な取組内容について進展は見られたもののその程度は大きくなかった
目標に向かっていない	具体的な取組内容をほとんど実現できなかった

## 評価結果一覧

政 策	達成度	ページ
<b>1 人材確保策の検討、充実</b> <span style="float: right;">【人材局】</span> (政策目標) 多様な有為の人材の確保に資するよう、人材確保策の検討・充実を図る。	目標達成	1
<b>2 時代の要請に応じた公務員の育成</b> <span style="float: right;">【人材局・公務員研修所】</span> (政策目標) 公務員に対する国民の信頼を確保するため、各府省職員に国民全体の奉仕者としての役割を改めて再認識させるとともに、複雑・多様化する行政課題に対応することのできる人材の育成に資する研修の適切かつ効果的な実施に努める。	目標達成	5
<b>3 社会経済情勢に適応した適正な給与の実現</b> <span style="float: right;">【給与局】</span> (政策目標) 人事院は、労働基本権制約の代償機関として適切な役割を果たすべく、国家公務員法第28条にのっとり、「職種別民間給与実態調査」及び「国家公務員給与等実態調査」の結果や各方面の意見・要望等を踏まえ、国会及び内閣に対し、職員の給与に関する報告を行うとともに、必要に応じ、職員の給与の改定に関する勧告を行う。勧告を行った場合には、勧告内容が実現されるよう、各方面に説明を行い、理解を得られるよう努める。	進展が大きい くない	8
<b>4 良好な勤務環境の整備</b> <span style="float: right;">【職員福祉局】</span> (政策目標) 一人一人の職員が、その能力を最大限に発揮して職務を遂行できるよう、適正な勤務環境の整備を一層推進する。	目標達成	11
<b>5 公平審査の適正かつ円滑な実施</b> <span style="float: right;">【公平審査局】</span> (政策目標) 各事案について、適正な手続にのっとり、両当事者に十分な主張を尽くさせた上で、速やかに判定又は決定を発出する。	相当程度 進展あり	15